

JUST. SYSTEMS

第37回
定時株主総会
招集ご通知

日時
2018年6月21日(木) 午前10時

場所
徳島市川内町平石若松108番地4
ジャストシステム徳島本社

決議事項
第1号議案　剰余金処分の件
第2号議案　取締役5名選任の件
第3号議案　補欠監査役1名選任の件

株式会社ジャストシステム
証券コード4686

株主の皆様へ

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
第37回定時株主総会を2018年6月21日に開催いたしますので、
ここに招集ご通知をお届けいたします。

ジャストシステムでは、世の中の定石や固定観念にとらわれることなく
常に変化を意識することが、成長を継続させることに繋がると考えています。
考え抜くこと、変化すること、創造すること、
これらを体現することで、さらなる企業価値の向上を実現してまいります。

そして、ジャストシステムが社会に提供する価値の源は、
やはり良い商品とサービスです。
それはこれからも変わることはありません。
その大きさと位置づけを確認しながら対象を世界に拡げ、
世界中の人々のより良い未来を創造すること、
それを私たちは実現したいと考えています。
変動の激しいIT業界の中で、時流をいち早くとらえ、
新しい技術を積極的に採り入れながら、
これからも社会に対して新たな価値を提供し続けてまいります。

今後とも変わらぬご支援とご鞭撻を賜りますよう
宜しくお願い申し上げます。

代表取締役社長
関灘 恭太郎





日本語ワープロソフト 一太郎2018

スマイルゼミ 小学生向け通信教育
SMILE ZEMI 中学生向け通信教育
タブレットで学ぶ小・中学生向け通信教育サービス

JUST.SFA
成長型営業支援クラウドサービス

sprint
|NEW| チャット・インタビューサービス

ジャストスマイル8
|NEW| 小学校向け学習・授業支援ソフト

UnitBase
ノンプログラミング
Webデータベースソフト

ATOK PASSPORT
日本語入力システム ATOK Passport

JUST DWH
|NEW| 医療向けデータウェアハウス

Actionista!
"誰でも分析"を実現するBIツール

Bonne.
女性向け
セレクトECショップ

株主各位

証券コード　4686
2018年6月5日
徳島市川内町平石若松108番地4
株式会社ジャストシステム
代表取締役社長　関灘　恭太郎

第37回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第37回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年6月20日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日　　時	2018年6月21日（木曜日）午前10時
2 場　　所	徳島市川内町平石若松108番地4 ジャストシステム徳島本社 （末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項　1. 第37期（2017年4月1日より2018年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第37期（2017年4月1日より2018年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項　第1号議案　剰余金処分の件 第2号議案　取締役5名選任の件 第3号議案　補欠監査役1名選任の件
4 議決権の行使等についてのご案内	27頁に記載の【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。
5 インターネット開示に関する事項	本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」及び「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
なお、事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、下記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト（https://www.justsystems.com/jp/just/ir_info.html）

株主総会参考書類

第1号議案　剰余金処分の件

経営体質の強化並びに今後の事業展開に備えるために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当の継続に努めることを基本方針としております。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の経営環境等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式　　1株につき金3円

配当総額　　192,672,786円

なお、すでに中間配当金として1株につき金3円をお支払いいたしておりますので、これを加えますと年間の配当金は1株につき金6円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2018年6月22日

第2号議案　取締役5名選任の件

現取締役5名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、
取締役5名の選任をお願いするものであります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	関灘　恭太郎（せきなだ　きょうたろう） （1977年12月29日）	2000年 4月　㈱キーエンス入社 2009年 6月　当社取締役 2010年10月　当社取締役 事業企画部長 2012年 7月　当社取締役 経営企画室長 2016年 3月　当社代表取締役社長（現任）	5,000株
2	内藤　興人（ないとう　おきと） （1941年8月2日）	1995年 2月　当社入社 1995年 6月　当社取締役 2013年10月　当社取締役 経営企画室長 2016年 3月　当社取締役 管理部門責任者（現任）	7,800株
3	三木　雅之（みき　まさゆき） （1975年4月3日）	1998年 4月　㈱キーエンス入社 2009年 6月　当社取締役（現任） 2014年 6月　㈱キーエンス取締役 2016年 3月　当社取締役 最高開発責任者	5,000株
4	山神　理（やまがみ　みち） （1974年12月27日）	1999年 4月　弁護士登録 1999年 4月　アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所 2007年 1月　アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー（現任） 2015年 6月　当社社外取締役（現任）	－株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
5	根本（ねもと） 博史（ひろし） （1956年9月2日）	1979年 4月　中央監査法人入所 1982年 3月　公認会計士登録 1992年10月　中央監査法人パートナー 2005年 7月　クリフィックス税理士法人代表パートナー 2015年 1月　クリフィックス税理士法人シニアアドバイザー（現任） 2016年 6月　当社社外取締役（現任）	ー株

（注）1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山神理氏及び根本博史氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、山神理氏及び根本博史氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。両氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。なお、当社は、社外取締役を選任するための社外役員選任基準規程を定めており、その選任に際しては、東京証券取引所が上場規程に定める独立性基準も参考とし、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣から独立した立場で、社外役員としての職務を遂行できることを前提に選任しております。山神理氏及び根本博史氏は、いずれもこれらの基準を満たしております。
4. 山神理氏を社外取締役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と専門知識並びに高い法令遵守の精神を有していることから、主にコンプライアンスの観点によるアドバイスにより当社取締役会の機能強化が期待されるためであります。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。山神理氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって3年となります。
5. 根本博史氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士、税理士として財務、会計及び税務に関する豊富な経験と専門知識並びに社外監査役としての経験を有しており、当社取締役会の機能強化が期待されるためであります。なお、同氏は、直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。根本博史氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって2年となります。
6. 当社は、山神理氏及び根本博史氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、両氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。

第3号議案　補欠監査役1名選任の件

2017年6月22日開催の第36回定時株主総会において補欠監査役に選任された若林典雄氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠監査役の選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏　　名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
若林（わかばやし）　典雄（のりお） (1954年10月9日)	1977年 4月　東京国税局入局 2014年 7月　荏原税務署長 2015年 8月　税理士登録 2015年 8月　若林典雄税理士事務所　代表（現任）	－株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 若林典雄氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 若林典雄氏は、直接会社の経営に関与した経験はありませんが、税理士としての専門的な知識や経験を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。
4. 当社は、若林典雄氏が社外監査役に就任した場合には、損害賠償責任の限度額を500万円又は会社法第425条第１項に定める最低責任限度額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

（添付書類）

事業報告（2017年4月1日より2018年3月31日まで）

1 企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及びその成果

当連結会計年度における日本経済は、企業収益や雇用情勢の改善が続き、個人消費の持ち直しや設備投資の増加により、緩やかな回復基調で推移しました。

このような状況下において、当社グループは、高機能で付加価値の高い新商品・サービスを提供することにこだわり、既存ビジネスによる安定した収益を基盤としつつ、個人向け・法人向けともに売上高の拡大に向けた提案力の強化や、新たな収益の柱となる新商品・サービスの企画、開発に取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は240億75百万円（前期比18.4%増）、営業利益は60億79百万円（前期比8.8%増）、経常利益は62億25百万円（前期比7.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は45億60百万円（前期比7.1%増）となりました。売上高は７期連続の増収となり、営業利益、経常利益、当期純利益はいずれも株式上場以来の最高益を更新し、営業利益、経常利益については、７期連続で過去最高益となりました。

	第36期（2017年3月期）	第37期（2018年3月期）	前連結会計年度比
	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	20,330	24,075	18.4%増
営業利益	5,587	6,079	8.8%増
経常利益	5,771	6,225	7.9%増
親会社株主に帰属する当期純利益	4,257	4,560	7.1%増

(2) 設備投資の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(3) 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はありません。

(4) 今後の見通しと対処すべき課題

今後の日本経済につきましては、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあり、緩やかな回復が続くことが期待されています。一方で、アジア新興国等の経済の先行き、政策に関する不確実性、金融資本市場の変動による影響等に留意する必要があります。

このような経営環境の中で、当社は個人向け・法人向けに幅広く商品・サービスを提供できる強みを活かして継続的かつ安定的に収益を確保できる体制を整備・推進してまいります。そして、当社の商品・サービスを通じてお客様や社会の発展に資することで、株主の皆様やお客様、市場、さらには社員が求める企業価値を総合的に高めていくことが重要であると考えています。

当社は、経営指標の中でも、特に売上高、営業利益の継続的な拡大を重視しており、既存商品については機能強化を継続することで顧客満足度を高め、他方では新商品・サービスの企画、開発により顧客層を拡大することで、継続的な事業拡大と企業価値の向上を目指します。

また、組織の活性化と人事制度の強化拡充を進め、常に変化し、成長し続ける企業体質の構築に努めます。

当社グループが属するIT業界は、事業環境が短期的に大きく変動する傾向にあり、通期の業績予想について信頼性の高い数値を合理的に算出することは難しいと考えておりますが、「売上高で2桁以上の成長」と「最高益の更新」を目指し、スピードを意識して新商品・サービスの企画、開発の推進、将来に向けた積極的な成長投資等を実行してまいります。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

売上高 (単位：百万円)

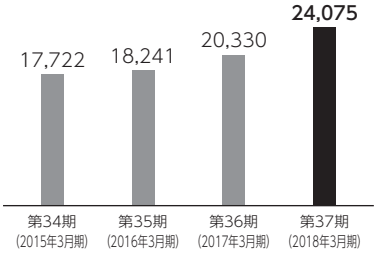

経常利益 (単位：百万円)

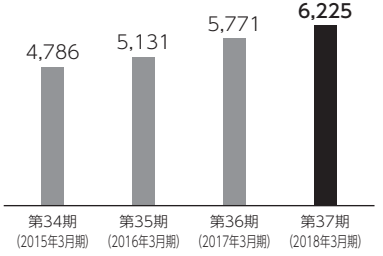

親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)

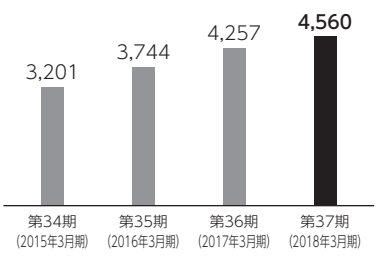

総資産/純資産 (単位：百万円)

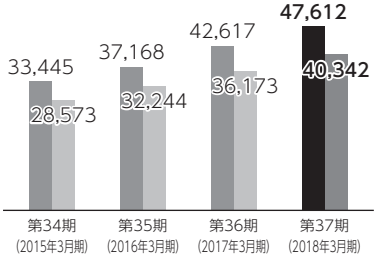

1株当たり当期純利益 (単位：円)

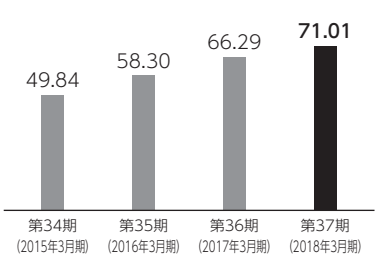

1株当たり純資産 (単位：円)

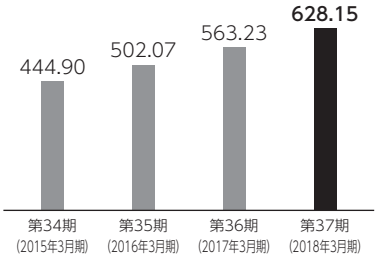

区　分	第34期 (2015年3月期)	第35期 (2016年3月期)	第36期 (2017年3月期)	第37期 (当期) (2018年3月期)
売上高 (百万円)	17,722	18,241	20,330	24,075
経常利益 (百万円)	4,786	5,131	5,771	6,225
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	3,201	3,744	4,257	4,560
総資産 (百万円)	33,445	37,168	42,617	47,612
純資産 (百万円)	28,573	32,244	36,173	40,342
1株当たり当期純利益 (円)	49.84	58.30	66.29	71.01
1株当たり純資産 (円)	444.90	502.07	563.23	628.15

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数により算出しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 子会社の状況

会社名	資本金	出資比率（%）	主要な事業内容
JustSystems Canada Inc.	10百万カナダドル	100.0	「XMetaL」製品の開発と主に北米での販売

(注) 連結決算日現在の資本金であります。

③ その他

㈱キーエンスは、当社のその他の関係会社であり、同社は当社の株式を28,234千株（出資比率43.96%）保有しております。当社は同社と資本・業務提携契約を締結しております。

(7) 主要な事業内容 (2018年3月31日現在)

ソフトウエア及び関連サービスの企画と開発、提供

(8) 主要な事業所 (2018年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

東京本社　東京都新宿区西新宿6丁目8番地1号
　　住友不動産新宿オークタワー
徳島本社　徳島県徳島市川内町平石若松108番地4
営業所　　札幌市、仙台市、東京都新宿区、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市

② 子会社

JustSystems Canada Inc.（カナダ　バンクーバー）

(9) 従業員の状況 (2018年3月31日現在)

企業集団の従業員数は337名（137名）、当社の従業員数は328名（135名）であります。

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（契約社員、人材派遣会社からの派遣社員、パート・アルバイトを含む。）は（　）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先 (2018年3月31日現在)

該当事項はありません。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2018年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数　　66,163,200株

(2) 発行済株式の総数　　64,224,800株 (うち自己株式538株)

(3) 株主数　　6,314名

(4) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社キーエンス	28,234	43.96
重田康光	4,686	7.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,154	3.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	1,922	2.99
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	1,121	1.75
福良伴昭	900	1.40
渡辺正博	745	1.16
浮川初子	719	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	609	0.95
MSCO CUSTOMER SECURITIES	604	0.94

(注) 持株比率は自己株式 (538株) を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2018年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	関　灘　恭太郎	
取締役	内　藤　興　人	管理部門責任者
取締役	三　木　雅　之	最高開発責任者
取締役	山　神　　理	アンダーソン・毛利・友常法律事務所パートナー
取締役	根　本　博　史	クリフィックス税理士法人シニアアドバイザー
常勤監査役	渡　邉　　徹	
監査役	熊　谷　　勉	
監査役	難　波　　正	㈱キーエンス資材管理グループ長

(注) 1. 取締役山神理氏及び根本博史氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役渡邉徹氏、監査役熊谷勉氏及び難波正氏は、社外監査役であります。また、渡邉徹氏及び熊谷勉氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・渡邉徹氏は、当社事業と関連の高い分野における豊富な経験と識見があります。
・熊谷勉氏は、豊富な経理経験や常勤監査役としての経験と識見があります。
3. 山神理氏、根本博史氏、渡邉徹氏、熊谷勉氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 当社と社外役員の重要な兼職先との関係は、以下のとおりです。
(1)当社とアンダーソン・毛利・友常法律事務所及びクリフィックス税理士法人との間には、特別の関係はありません。
(2)㈱キーエンスは、当社のその他の関係会社であり、当社は同社と資本・業務提携契約を締結しております。同社は当社の自主・自立性を尊重しており、当社の意思決定を妨げたり、拘束したりすることはありません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外役員と、当社定款及び会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく各社外役員の損害賠償責任の限度額は、500万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役（うち社外取締役）	5名（2名）	63,415千円（10,080千円）
監査役（うち社外監査役）	4名（4名）	12,480千円（12,480千円）
合　　計	9名	75,895千円

（注）1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、1994年6月27日開催の臨時株主総会において月額25,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、1994年6月27日開催の臨時株主総会において月額3,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

・社外取締役

取締役の山神理氏は、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。弁護士としての高度な専門知識に加え、企業法務の実務経験をもとに、当社の経営全般及びコーポレートガバナンスに対して、適宜発言を行っています。

取締役の根本博史氏は、当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。公認会計士、税理士としての財務、会計及び税務に関する豊富な経験と専門知識をもとに、当社の経営全般及びコーポレートガバナンスに対して、適宜発言を行っています。

・社外監査役

常勤監査役の渡邉徹氏は、2017年6月22日就任以降に開催された取締役会10回及び監査役会10回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、当社事業と関連のある分野における豊富な経験や識見に基づき、独立した立場から社外監査役として経営全般に対する監督と適宜発言を行っています。

監査役の熊谷勉氏は、当事業年度に開催された取締役会12回及び監査役会13回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、豊富な経理経験や常勤監査役としての経験と識見に基づき、独立した立場から社外監査役として経営全般に対する監督と適宜発言を行っています。

監査役の難波正氏は、当事業年度に開催された取締役会12回のうち8回、監査役会13回のうち10回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において、業務執行経験や識見に基づき、適宜発言を行っています。

② 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役の山神理氏は、アンダーソン・毛利・友常法律事務所のパートナーであります。当社は同事務所との間に特別の関係はありません。

取締役の根本博史氏は、クリフィックス税理士法人のシニアアドバイザーであります。当社は同法人との間に特別の関係はありません。

監査役の難波正氏は、㈱キーエンスの業務執行者であります。同社は、当社のその他の関係会社であり、当社は同社との間に資本・業務提携契約を締結しております。同社は、当社の自主・自立性を尊重しており、当社の意思決定を妨げたり、拘束したりすることはありません。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会が、会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

○業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人はコンプライアンス関連規程、及び行動規範に基づく継続的な教育プログラムにより、法令及び定款の遵守を徹底する。万一、当該遵守の不適合があった場合等には、内部通報関連規程に基づき、不適合の事実調査及び是正措置が行われる。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役による自己の職務の執行状況を取締役会報告事項として定め、当該報告事項を含む議事録を10年間保存する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

財務リスクや情報漏洩リスク等各局面に応じた関連規程を定め、リスク分析、評価、及び対策の策定を継続的に行う。また、監査役監査により経営上のあらゆるリスクの洗い出しと監督を行うことにより総合的なリスク管理体制を維持する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回行い、重要事項の決定及び取締役の職務執行状況の監督等を行う。また、取締役会の監督機能をより強化し、職務執行の効率性を確保するための場として、取締役、常勤監査役により構成される経営会議を随時開催し、意思決定を機動的に行う。短中長期の経営計画及び各部門の業務計画を設定し、その進捗状況を定期的に分析、評価する体制を構築する。

(5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社に子会社管理を行う部門を設置し、関係会社管理規程や委託業務管理規程等により子会社を管理するほか、必要に応じ当社取締役又は使用人を子会社に派遣して業務の適正を確保する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めがあった場合は、当該監査役と協議したうえで適切な使用人を選定し、その職務を補助させる。取締役は、監査を補助する使用人の監査補助の業務を妨げず、また、当該使用人の人事考課において不当な評価を行わない。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、法令又は定款に違反する事実又は会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき、及び監査役による適正な監査の実施に必要な事実について、監査役に直ちに報告する体制を整備する。また、取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合、すみやかに報告を行う。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役と監査役は情報共有に努めるとともに、監査役は取締役会、経営会議等の重要な会議に出席し、適宜意見を述べられる体制を整備する。監査役と内部監査担当及び会計監査人が連携し、効率的で有効性のある監査の実施が可能な体制を整備する。

○業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた内部統制システムを整備しておりますが、その基本方針に基づき以下の具体的な取り組みを行っております。

(1) 取締役会は、取締役5名（うち社外取締役2名）で構成されており、原則月1回の定時取締役会のほか、臨時取締役会を開催し、法令等に定める重要事項のほか、経営に係わる重要な意思決定を行っております。また、業務執行に係わる重要事項については取締役3名、常勤監査役1名で構成される経営会議において審議・決定いたします。

(2) 監査役会は、社外監査役3名で構成されており、原則月1回開催し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めております。監査役は取締役会その他経営会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続を通して、経営に対する適正な監視を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表

（単位：千円）

科目	第37期 2018年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**37,829,615**
現金及び預金	15,015,202
受取手形及び売掛金	3,592,504
有価証券	14,112,485
商品及び製品	582,510
原材料及び貯蔵品	1,230,891
前払費用	2,381,712
繰延税金資産	353,086
その他	594,050
貸倒引当金	△32,828
固定資産	**9,782,405**
有形固定資産	**6,527,900**
建物及び構築物	9,447,496
工具器具備品	1,526,822
土地	3,569,077
減価償却累計額	△8,015,496
無形固定資産	**2,779,817**
ソフトウェア	2,274,104
ソフトウェア仮勘定	504,765
その他	947
投資その他の資産	**474,687**
投資有価証券	66,522
繰延税金資産	100,394
その他	497,974
貸倒引当金	△190,204
資産合計	**47,612,020**

科目	第37期 2018年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**7,108,841**
買掛金	1,126,275
未払金	1,392,449
未払法人税等	1,082,733
前受収益	2,620,847
賞与引当金	328,880
その他	557,654
固定負債	**160,928**
退職給付に係る負債	140,364
その他	20,564
負債合計	**7,269,770**
純資産の部	
株主資本	**40,387,396**
資本金	**10,146,515**
資本剰余金	**12,293,972**
利益剰余金	**17,947,557**
自己株式	**△648**
その他の包括利益累計額	**△45,146**
その他有価証券評価差額金	13,816
為替換算調整勘定	△92,291
退職給付に係る調整累計額	33,329
純資産合計	**40,342,250**
負債・純資産合計	**47,612,020**

連結損益計算書

（単位：千円）

科目	第37期 2017年4月 1 日から 2018年3月31日まで	
売上高		**24,075,688**
売上原価		**7,970,510**
売上総利益		**16,105,177**
販売費及び一般管理費		**10,025,635**
営業利益		**6,079,542**
営業外収益		**196,355**
受取利息	66,928	
受取賃貸料	94,336	
その他	35,090	
営業外費用		**50,008**
賃貸費用	16,294	
為替差損	24,308	
その他	9,405	
経常利益		**6,225,889**
特別利益		**10,316**
投資有価証券売却益	10,316	
税金等調整前当期純利益		**6,236,205**
法人税、住民税及び事業税		1,783,344
法人税等調整額		△107,579
当期純利益		**4,560,440**
親会社株主に帰属する当期純利益		**4,560,440**

連結株主資本等変動計算書

第37期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	10,146,515	12,293,972	13,772,463	△553	36,212,397
当期変動額					
剰余金の配当			△385,345		△385,345
親会社株主に帰属する当期純利益			4,560,440		4,560,440
自己株式の取得				△95	△95
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	4,175,094	△95	4,174,999
当期末残高	10,146,515	12,293,972	17,947,557	△648	40,387,396

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	11,930	△101,912	50,632	△39,350	36,173,047
当期変動額					
剰余金の配当					△385,345
親会社株主に帰属する当期純利益					4,560,440
自己株式の取得					△95
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,885	9,621	△17,302	△5,795	△5,795
当期変動額合計	1,885	9,621	△17,302	△5,795	4,169,203
当期末残高	13,816	△92,291	33,329	△45,146	40,342,250

計算書類

貸借対照表

（単位：千円）

科目	第37期 2018年3月31日現在
資産の部	
流動資産	**37,769,635**
現金及び預金	14,983,445
受取手形	3,160
売掛金	3,564,296
有価証券	14,112,485
商品及び製品	582,510
原材料及び貯蔵品	1,230,891
前払費用	2,378,376
繰延税金資産	353,086
未収金	419,435
前払金	135,460
その他	38,708
貸倒引当金	△32,222
固定資産	**10,097,616**
有形固定資産	**6,525,052**
建物	2,754,217
構築物	110,607
工具器具備品	91,150
土地	3,569,077
無形固定資産	**2,731,002**
ソフトウェア	2,226,236
ソフトウェア仮勘定	504,765
投資その他の資産	**841,561**
投資有価証券	66,522
関係会社株式	0
関係会社長期貸付金	369,886
長期前払費用	82,635
差入保証金	221,521
繰延税金資産	100,394
その他	190,804
貸倒引当金	△190,204
資産合計	**47,867,251**

科目	第37期 2018年3月31日現在
負債の部	
流動負債	**6,996,951**
買掛金	1,125,838
未払金	1,392,449
未払費用	273,068
未払法人税等	1,082,733
賞与引当金	328,880
前受収益	2,521,409
その他	272,571
固定負債	**684,497**
退職給付引当金	173,693
関係会社事業損失引当金	500,000
その他	10,803
負債合計	**7,681,449**
純資産の部	
株主資本	**40,171,986**
資本金	**10,146,515**
資本剰余金	**12,293,972**
資本準備金	5,355,754
その他資本剰余金	6,938,218
利益剰余金	**17,732,147**
利益準備金	19,267
その他利益剰余金	17,712,880
繰越利益剰余金	17,712,880
自己株式	**△648**
評価・換算差額等	**13,816**
その他有価証券評価差額金	13,816
純資産合計	**40,185,802**
負債・純資産合計	**47,867,251**

損益計算書

（単位：千円）

科目	第37期 2017年4月 1 日から 2018年3月31日まで	
売上高		**23,840,287**
売上原価		**7,924,550**
売上総利益		**15,915,737**
販売費及び一般管理費		**9,938,865**
営業利益		**5,976,871**
営業外収益		**200,558**
受取利息及び配当金	72,368	
受取賃貸料	94,336	
その他	33,853	
営業外費用		**49,525**
賃貸費用	16,294	
為替差損	23,826	
その他	9,405	
経常利益		**6,127,904**
特別利益		**110,316**
関係会社事業損失引当金戻入	100,000	
投資有価証券売却益	10,316	
税引前当期純利益		**6,238,221**
法人税、住民税及び事業税		1,783,082
法人税等調整額		△107,579
当期純利益		**4,562,718**

株主資本等変動計算書

第37期（2017年4月1日から2018年3月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	10,146,515	5,355,754	6,938,218	19,267	13,535,507
当期変動額					
剰余金の配当					△385,345
当期純利益					4,562,718
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	－	4,177,372
当期末残高	10,146,515	5,355,754	6,938,218	19,267	17,712,880

	株主資本		評価・換算差額等	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	
当期首残高	△553	35,994,708	11,930	36,006,639
当期変動額				
剰余金の配当		△385,345		△385,345
当期純利益		4,562,718		4,562,718
自己株式の取得	△95	△95		△95
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			1,885	1,885
当期変動額合計	△95	4,177,277	1,885	4,179,163
当期末残高	△648	40,171,986	13,816	40,185,802

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月18日

株式会社ジャストシステム
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**神代　勲** ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**美久羅和美** ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ジャストシステムの2017年4月1日から2018年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジャストシステム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年5月18日

株式会社ジャストシステム
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　**神代　勲** ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　**美久羅和美** ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ジャストシステムの2017年4月1日から2018年3月31日までの第37期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年4月1日から2018年3月31日までの第37期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じ説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の規程に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年5月21日

株式会社ジャストシステム　監査役会

常勤社外監査役　**渡邉　徹** ㊞

社外監査役　**熊谷　勉** ㊞

社外監査役　**難波　正** ㊞

以　上

議決権の行使等についてのご案内

期　限	2018年6月20日（水曜日）午後6時まで

株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。（ご捺印は不要です）

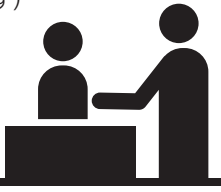

郵送で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
（上記の行使期限までに到着するようご返送ください）



株主メモ

事業年度の末日	3月31日
定時株主総会	毎年6月
同基準日	3月31日
期末配当の基準日	3月31日

公告方法

当社の公告方法は、電子公告とし、
当社のホームページに掲載いたします。
https://www.justsystems.com/jp/just/pa.html

株主名簿管理人・特別口座管理機関

三菱UFJ信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

連絡先

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部

電話：**0120-232-711**（通話料無料）　単元株式数：**100株**

■住所変更・単元未満株式の買取・買増等のお申し出先について
株主様の口座がある証券会社にお申し出ください。なお、証券会社に口座がないため特別口座を開設された株主様は、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行㈱にお申し出ください。

■未受領の配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行㈱にお申し出ください。

企業サイトのご案内

株主や投資家の皆様に当社を正しくご理解いただくと共に、最新情報を公平かつ迅速に提供することを目的に、インターネットを活用した情報開示を行っています。ぜひ当社ウェブサイトをご覧ください。

https://www.justsystems.com/jp/

ジャストシステム　検 索





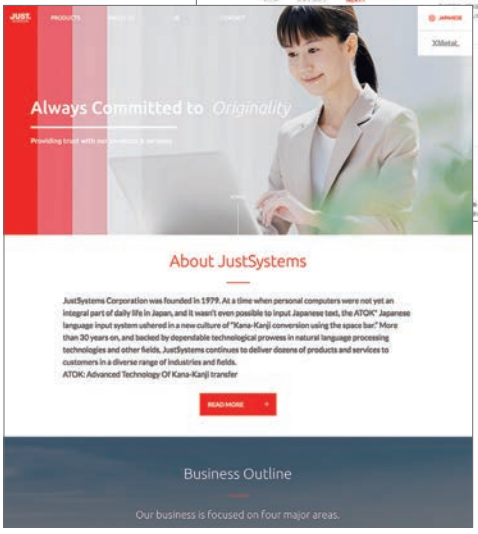









Memo

Memo

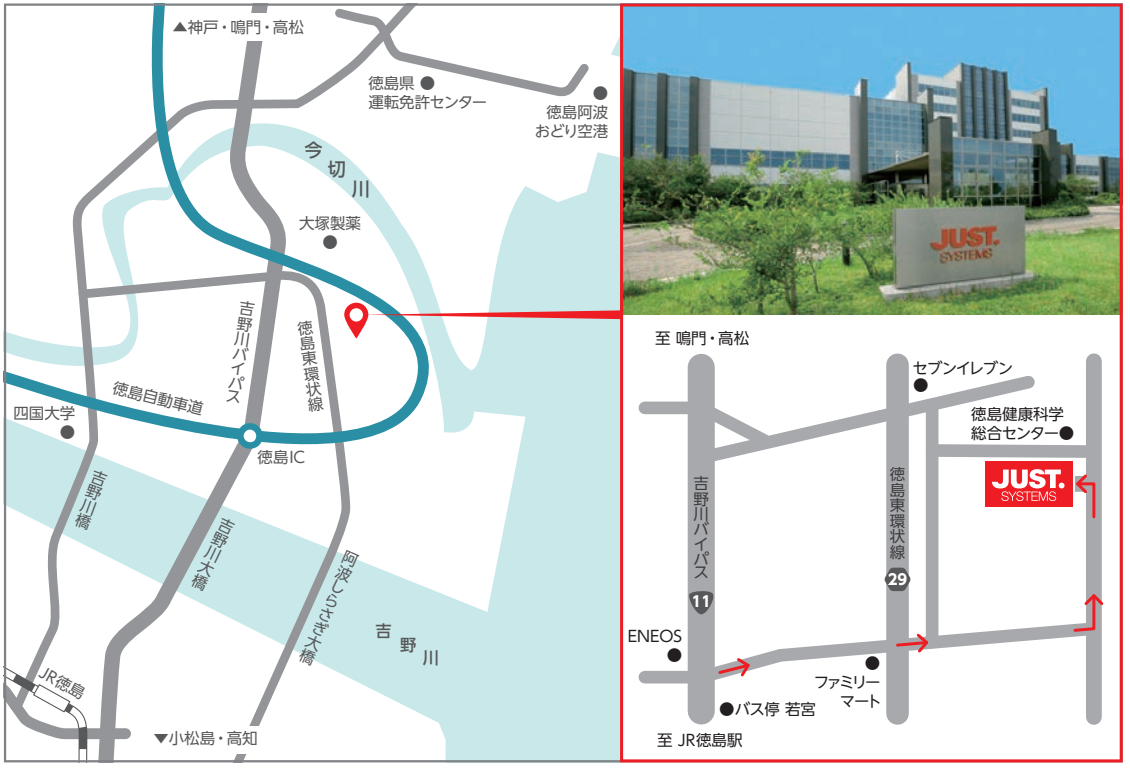

■株主総会会場ご案内図

ジャストシステム徳島本社

徳島市川内町平石若松108番地4　電話088(666)1000

交通

●徳島阿波おどり空港より約10分　●JR徳島駅より約20分　●徳島自動車道徳島ICより約5分　●バス停「若宮」より徒歩約25分

※駐車場はご用意しておりますが、台数に限りがあるため、できる限り公共の乗り物でお越しくださいますようお願い申し上げます。